

著作物利用規定

2020年10月7日改訂

株式会社ガイアブックスでは、著作物を守るため独自の利用規定を設けています。
下記の利用規定の順守をお願いいたします。

1. 著作権について

株式会社ガイアブックスが編集発行する著作物（書籍、DVD など）および弊社ホームページ上で公開しているすべてのコンテンツに係る著作権その他の権利は弊社及び著作権者に帰属します。これらの著作物並びにコンテンツは、著作権法により保護されています。また、これらを権利者の許諾なく複製、転載、改変、アップロード、掲示、展示、送信可能化を含む自動公衆送信、譲渡、配布、販売、出版、送信、放送等その他の手段方法の如何を問わず第三者の利用に供することは法律により禁じられています。

弊社では、「公正な慣行に合致しており、かつ目的上正当な範囲内」の場合に限って、引用や転載など著作物の利用を認めております。

この利用規定は、著作権法上認められている引用などの利用について、制限するものではありません。著作権法では、「私的利用のための複製」および「引用」を認めています。その場合の私的利用とは、**家庭内に準ずる限られた範囲内を指し、企業その他の団体に業務上利用するために著作物を複製することはできません**。私的利用の範囲を超える複製、条件を満たさない引用（＝転載）は、著作物利用の許諾が必要となりますのでご注意ください。

2. 引用について

引用とは、「紹介、参照、論評その他の目的で自己の著作物中に他人の著作物の原則として一部を採録すること」と定義されています（最高裁判決）。著作権法では、公表された著作物に対して、「公正な慣行に合致しており、かつ目的上正当な範囲内」の場合に限ってのみ引用が認められます。

下記のすべての条件を満たす場合のみ「引用」が認められます。それ以外の場合は、「転載」となりますので、必ず著作物利用許諾申請書をご提出ください。

(1) すでに公表された著作物であること。

出版などによる発行はもちろん、ホームページでの公開も「公表」に含まれます。

(2) 引用する「必然性」があること。

自説の補強・展開、学説の批評などの目的のため、他人の著作物を使用する必然性がなければなりません。

(3) 引用部分が明瞭に区分されていること。

自分の著作部分と引用する著作部分を明瞭に区分することが必要です。「」でくくる、引用文の前後を1行あける、1字下げにするなど、自分の著作物と誤認させないように、体裁上の区分をしなければなりません。

(4) 引用部分とそれ以外の部分に「主従関係」があること。

(量的にも質的にも) 自分の著作部分が“主”であり、引用する著作部分は“従”という関係でなければなりません。使用する分量は必要最小限にとどめてください。

(5) 原則として、原形を保持して掲載すること。

作者には同一性保持権がありますので、同一性つまり原形を保持することが必要です。

(6) 原著者の名誉や声望を害したり、原著者の意図に反した使用をしないこと。

原著者が既に訂正・補足した著作物があるにもかかわらず、訂正前そのままの引用や、引用して批評すると、原著者の名誉や声望を害した利用となる可能性があります。

(7) 出所（出典）を明示すること。

出所明示は、引用した部分のなるべく近くにすることが原則です。

3. 転載について

転載とは、引用の範囲を超えて、既存の出版物などから文章や図表等を別の出版物などに掲載することです。弊社の出版物などから文章や図表等を別の出版物やホームページ、論文や会報誌等、講演用資料（プロジェクター放映含む）また、ラジオやテレビといったあらゆるメディアに転載する場合には、必ず書面で著作権利用許諾を得なければなりません。

また、申請書を提出いただく際には、下記の点にご注意ください。

(1) 転載を希望する図表や文章などを明確に伝えてください。

正確な「出所」を記載してください（頁数や図表番号まで）。あいまいな記載では、確認に時間を要し、返答が遅れる原因になります。可能でしたら、弊社刊行物の当該ページのコピーを添付してください。

(2) 改変して利用する場合は、どのように変更するかを具体的に示してください。

図表を改変して転載する場合は、改変後の図表を添えて申請してください。なお、改変した場合、「出所の明示」に加えて「…より改変」などの“ことわり”を入れることが必要となります（著作権法第48条3項）。

<例> 「著者名、書名、巻、版数、・・・」より改変

(3) 転載先の状況が確認できるものの添付

校正刷りのコピーや、転載先の該当部分のプリントアウトなど、どのように転載利用されるかがわかるものを添付してください。

4. 出所（出典）の明示について

「出所の明示」は、法律上の規定です（著作権法第48条）

(1) 文章の場合は、前後を1行アキとするなどの方法で、本文と区別をつけ、その末尾に出所を付記してください。

(2) 図、表の場合は、表題に隣接して、確実に肉眼で確認できる文字の大きさにて出所を括弧などでくり付記してください（キャプションの扱いが望ましい）。

(3) 明記すべき事項（書誌的事項）は下記の通り。

著者名、書名、巻、版数、頁、発行年、発行所名

文字数等制限がありやむを得ない場合には、書名、発行所名、著者名は必ず明記してください。

なお、転載の場合は、「出所の明示」に加えて、「…より許諾を得て転載」と“ことわり”を入れ、引用との違いを明確にして頂けるとより良い表記となります。

5. 禁止事項

- (1) 著作権法に定められた範囲を超える複製。
- (2) 申請書に記入の目的外に使用すること。
- (3) 著作権、人権、肖像権、商標権その他の権利を侵害するような使用。
- (4) その他、権利者の権利を侵害する行為

6. 免責事項

- (1) 出版にあたり、十分に検討・確認作業を行っておりますが、その内容に関し、その正確性、有用性、確実性、安全性、特定目的に対する合目的性その他いかなる保証もするものではありません。
- (2) ご利用により万一何らかの損害が発生したとしても、弊社は一切責任を負いません。
- (3) 海外との出版契約期限の終了などに伴い、著作物利用許諾の中断または中止することがあります。なお、理由の如何に関わらず、著作物利用許諾の中断または中止によって生じるいかなる損害についても責任を負うものではありません。

利用規定に違反した場合は、全責任を負ってもらうこともあります。



株式会社ガイアブックス
〒107-0052 東京都港区赤坂 1-1-16 細川ビル
TEL：03-3585-2214 FAX：03-3585-1090 <http://www.gaiajapan.co.jp>